

## 香川県感染症予防計画改正の概要

### 計画の位置付け、根拠法令

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第10条  
 「感染症の総合的な推進を図るための基本的な指針(基本指針)」

### 改正理由

- 国の基本指針の改正
- 結核に関する特定感染症予防指針の改正
- 県内の保健医療提供体制の変化に応じた改正

## 計画の概要、主な改正点

概 要	主な改正点
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向	・事前対応型行政の構築
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	・「指定提出機関」制度【追加】 ・迅速な届出を要する感染症の周知徹底【追加】 ・重点的な健康診断の実施が重要である特定の集団等について記載【変更】
第3 感染症のまん延防止のための施策に関する事項	・患者の検体採取の法定化に関する事項【追加】
第4 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	・感染症指定医療機関の指定、目標病床数の見直し【変更】 ・一般の医療機関における対応【追加】 ・新型インフルエンザ等の予防に必要な医薬品の備蓄・確保【追加】
第5 感染症及び病原体等の調査研究、病原体の検査の実施体制及び検査能力の向上	・環境保健研究センターの検査体制の整備・管理【追加】
第6 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための 施策に関する事項	・感染症の発生、又はまん延を防止するための県の措置【追加】 ・関係機関との連絡体制【追加】
第7 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項	
第8 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	
第9 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	・特定感染症予防計画に風しん等を追記【変更】

## 香川県感染症予防計画改正のポイント

改正の主なポイント	主な改正内容
事前対応型行政の構築	○感染症対策は、感染症に関する情報の収集、分析、県民等への公表を適切に実施するための体制の整備、発生予防の啓発、発生後の対応体制の整備など、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政として取り組むことを明記。
「指定提出機関」制度 迅速な届出を要する感染症の周知徹底 重点的な健康診断の実施が重要である特定の集団等について記載	○平成26年の法改正により、平成28年度から実施されている指定提出機関制度を反映。 ○一類～四類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者、新感染症にかかっていると疑われる者、一部の五類感染症など迅速な届出を要する感染症について周知徹底し、適切に実施されるよう努めることを追記。 ○結核発症の危険性が高いとされる幾つかの特定の集団について、重点的な健康診断の実施が重要であることを記載。
患者の検体採取の法定化に関する事項	○一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症患者、疑似症患者、無症状病原体保有者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者を対象として、保健所が検体の提出・採取の勧告等を行うことを追記。
感染症指定医療機関の指定、目標病床数の見直し 一般の医療機関における対応 新型インフルエンザ等の予防に必要な医薬品の備蓄・確保	○第一種感染症指定医療機関(香川県立中央病院)の指定、第二種感染症指定医療機関目標病床数の考え方及び結核病床の目標病床数を見直し、併せて稼働病床数を追記。 ○一般の医療機関でも、感染症に関する情報収集や、院内感染防止の措置、患者の人権の尊重や適切な医療の提供に努めることを追記。 ○新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、地域における予防又は治療に必要な医薬品の供給や流通を的確に行うための、医薬品の備蓄又は確保に努めることを明記。
環境保健研究センターの検査体制の整備・管理	○環境保健研究センターの検査体制を施行規則第7条の3及び第8条の規定に基づき整備・管理することを追記。
関係機関との連絡体制 感染症の発生、又はまん延を防止するための県の措置	○緊急の必要があると認めるときの必要な措置及び、医師その他の医療関係者への協力依頼等県の役割の明確化。 ○緊急時の連絡体制に関して、関係機関との連絡体制の整備について追記。
特定感染症予防計画に風しん等を追記	○特定感染症予防計画に風しん等を追加するとともに、香川県結核予防プランと新型インフルエンザ等対策行動計画を追記。